

小山市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

この給付金は、ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、就職につながる能力開発のために「教育訓練講座」を受講した場合に、その講座を修了するまでに支払った受講料の一部を助成するものです。

🕒 対象になる方は

「ひとり親家庭の母や父であって、次の要件にすべて該当する方」です。

- ・小山市に住所がある方
- ・児童扶養手当を受けているか、同じ位の所得水準にある方
- ・その教育訓練を受けることが就職するために必要と認められる方
- ・過去にこの給付金を受けたことがない方

🕒 対象になる講座は

- ・雇用保険法に基づき指定された「教育訓練講座」となります。

ご希望の講座が該当しているか、事前に必ずご確認ください。

※ 厚生労働省のホームページで確認できます。

🕒 支給される金額は

教育訓練講座の受講のために支払った費用（これを「教育訓練費」といいます）の **80%又は上限 25 万円のいずれか少ない額**が支給されます。

※雇用保険法による教育訓練給付金（ハローワークが支給）の受給資格がある方は、上記の額から雇用保険から支給される額を差し引いた額が支給されます。

🌀 この制度を利用して教育訓練講座を受けたいと考えている方は、**講座の申し込みをする前に、必ず市役所窓口にご相談ください。**

事前相談をさせていただくことで、「申し込んだ講座が該当していなかった」、「過去に給付を受けたことがあったので申請できなかった」「思っていた金額と違った」などのトラブルを回避することができます。

（ご注意ください！）

雇用保険加入者等は、はじめにハローワークで雇用保険法の教育訓練給付を受ける手続きが必要です。

【問合せ先】

小山市役所 子育て家庭支援課 子育て支援係
TEL：0285（22）9857

申請までの流れ

① 事前相談 ※講座の申し込み前

市にて、本給付金の支給対象になるか面接をさせていただきます。おもに、希望される資格と職種、受講期間、現在の生活状況（経済状況、お子さんの養育状況など）と就職後の展望などお伺いします。本給付金の決定に必要な情報となりますので、ご承知おきください。

【持ち物】

- 受講を考えている講座のパンフレット（受講期間、授業料等が記載されているもの）

② 講座指定申請書の提出（窓口） ※講座の申し込み前

【持ち物】

- 印鑑
- マイナンバーの確認できるもの
- 受講する講座のパンフレット（受講期間、授業料等の記載あるもの）
- 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークが発行）

③ 講座受講

④の支給申請時に受講料を支払ったことを証明していただきます。領収書や振込明細書の写しをご自分で保管してください。

④ 支給申請書提出（窓口） ※講座修了日から30日以内

【持ち物】

- 戸籍謄本又は抄本（世帯全員が載っているもの）
- 児童扶養手当証書
- 講座指定通知書
- 教育訓練講座修了を証明する書類
- 受講料の支払いを証明できるもの（領収書等）
- 振込先口座の通帳